

## 茨木市ごみ集積施設設置基準

この基準は、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例（令和6年茨木市条例第22号）」第23条第8号の規定に基づき、ごみ収集作業の安全性、効率性の確保及びごみ減量等の推進を図るとともに、市民の良好な生活環境保全に寄与することを目的に、開発行為等におけるごみ集積施設の設置等について必要な事項を定める。

### 1 定義

- (1) ごみ集積施設とは、一般廃棄物（普通ごみ、粗大ごみ、資源物）の集積及び収集を行うための施設のことをいう。
- (2) ごみ集積施設は一般廃棄物（普通ごみ、粗大ごみ、資源物）のすべてに対応可能なものとする。
- (3) 本基準が対象とする開発者とは、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例」第2条第5号に規定する開発行為等を行う者をいう。
- (4) 本基準が対象とする開発行為等とは、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例」第2条第4号に規定する開発行為等をいう。

### 2 開発者の責務

開発者は、本基準の趣旨を理解し、ごみ集積施設設置にあたってはこれを順守しなければならない。

### 3 設置基準

- (1) 開発者は、次に該当する場合は、開発行為等区域内にごみ集積施設専用の用地を確保し、ごみ集積施設を設置しなければならない。
  - ア 中高層建築物の建築（戸建てを除く。）
  - イ 共同住宅等（共同住宅、長屋又はワンルーム形式集合建築物であり、かつ、4戸以上を有するもの）
  - ウ 開発行為等で戸数が4戸以上
- (2) 設置必要面積
  - ア 計画戸数4戸 2㎡以上
  - イ 計画戸数5戸以上については、計画人口当たり0.1㎡を加算する。
  - ウ 機械式のごみ貯留装置（ロータリードラム等）を設置する場合やダストボックスを設置する場合は、別途、粗大ごみや資源物の排出場所が必要となることから、当該装置の設置面積は除外して設置必要面積を算定すること。

(3) (1) の適用を受けない開発行為等について

ア 開発等戸数が、1戸、2戸又は3戸の場合は、当該開発行為等区域に最も近い既存ごみ集積施設を利用することができる。

ただし、開発者は、当該既存ごみ集積施設を利用する関係住民に対し、説明・協議を十分に行い、その代表する者から承諾を受けた後、ごみ集積施設利用承諾書（様式第1号）を環境事業課へ速やかに提出しなければならない。

また、利用にあたり、苦情、紛争、その他トラブルが生じた場合は、開発者自らが責任をもって、これを処理・解決するとともに、住宅又は土地購入者に対して、既存ごみ集積施設利用者による日常維持管理に協力し、ごみ出しのルールを遵守するよう指導しなければならない。

イ 開発者は、前項アに規定する説明・協議の結果、既存ごみ集積施設を利用することが出来ない場合又は近隣にごみ集積施設が存在しない場合には、当基準3の規定に準じて最低2㎡のごみ集積施設をその敷地内に設置しなければならない。

ウ 開発者は、開発行為等区域の隣接地において、その他複数の開発者により別の開発行為等が見込まれ、その開発等戸数を含めた全体戸数が当基準3（1）ウを超える場合は、隣接地におけるその他複数の開発者と協議の上、当全体戸数の開発行為等区域のいずれかの敷地内の一部に、当基準の規定に準じて、ごみ集積施設を設置しなければならない。

(4) 設置箇所数

普通ごみ及び粗大ごみ集積施設は開発行為等の目的及び地域の特性を勘案し、生活動線に最大限に配慮して、下表を標準として設置しなければならない。

なお、開発行為等区域の区割、その他接道の状況によって、居住者にごみの排出に関して著しく負担を強いる恐れがある場合は、この限りでない。

	普通ごみ集積施設	粗大ごみ集積施設
一戸建て住宅 長屋建て住宅	20戸以内に1箇所	50戸以内に1箇所
共同住宅	1棟（50戸）に1箇所	1棟（50戸）に1箇所
その他	別 途 協 議	

(5) 設置場所

ア 開発行為等区域内で公道に面した場所であること。

- ・ 道路交通法の規定に従い、交差点の側端、道路の曲がり角、横断歩道の側端から5m以内の場所は避けること。

- ・面する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
  - ・袋小路（回転場所がある場合を除く）及び収集車がUターンすることができない場所は避けること。
- イ 公道に面した場所に設置できない場合は、開発行為等区域内で収集作業を行うことができ、収集車が容易にUターン又は通り抜けることのできる位置に設置すること。
- ・収集車が建物の中を通り抜けなければならない場合は、その部分の天井の高さを3 m以上確保すること。
- ウ 収集車が容易に横付けし、安全に収集できる場所であることとし、次のような場所は避けること。
- ・道路とごみ集積施設に段差がある場所
  - ・勾配がきつい場所
  - ・ガードレール、植栽、電柱等の収集作業の障害となる物がある場所
  - ・ごみ集積施設への進入路（付設している工作物を含む）に、経年劣化等による損傷が有る場所
  - ・ロボットゲート（又はチェーンゲート）、施錠された門扉や車止め等により、収集車が公道から敷地内に容易に進入することが出来ない場所
- エ 道路とごみ集積施設の間に水路や道路側溝等があり、人や廃棄物の落下の險性がある場合は、各々の施設管理者と十分に協議のうえ、通路橋や縞鋼板・グレーチング等によりその解消を図ること。

## (6) 形状

- ア 開口面及び奥行き長さ
- ・開口面の横幅の長さは最低2 m以上、奥行き長さは最低1 m以上を確保した長方形又は正方形とすること。
- イ 開口部
- ・原則として、公道に面する側に開口部を設け、その高さ・横幅ともに2 m（有効）以上確保すること。
  - ・扉をつける場合は、引き扉とし、観音開き扉及び片開き扉は認めない。
- ウ 囲い等
- ・開口面以外の3面については、高さ1 m以上のブロック又はコンクリート造りの塀を設置すること。
- エ 床
- ・廃棄物等が土中に浸透しない構造とすること。
  - ・排水施設を設けること。
- オ その他
- ・ごみ集積施設に屋根やネットを付ける場合は、高さは最低2 m以上確保し、収集作業員が立位のまま収集作業を行うことが出来るようにすること。

ただし、2 mを下回る場合は、屋根やネットは固定式とはせず、収集作業ときに取り外す等により、収集作業員が立位のまま収集作業を行うことができるよう可動式とすること。

- ・立看板等を公共施設等に設置しないこと。
- ・ダストボックスを設置する場合は、上部蓋について軽量かつ耐久性のある材質とし、落下防止装置又は衝撃軽減装置等により急激に落下・閉鎖しない構造とすること。

また、前面パネルの高さが地面から概ね 0.6mを超えるものについては、そのパネルが手前に倒れるか下降する構造とすること。

- ・開発行為等完了後に市へ移管する予定のごみ集積施設については、ごみ集積施設として、市が求める必要最低限のもの以外の物（ダストボックス・立水栓・屋根・扉等）を設置したり、特別な意匠を施してはならない。

#### (7) 協議・提出書類

ア 開発者は、ごみ集積施設の設置にあたっては、事前に環境事業課とその設置場所、構造等について協議を行い、ごみ集積施設の完成後はその検査を受け合格しなければならない。

イ 開発者は、ごみ集積施設設置予定場所近隣住民（特にごみ集積施設の両隣及び、開口部前方三軒を含む）に対し、ごみ集積施設の設置に関する説明・協議を十分に行い、その代表する者から承諾を受けた後、ごみ集積施設設置承諾書（様式第2号）を環境事業課へ速やかに提出しなければならない。

ウ 協議後に、事情によりごみ集積施設の設置場所、構造等について、変更の必要が生じた場合、開発者は、速やかに近隣住民、環境事業課と再度協議を行わなければならない。

エ 協議の際に必要な書類は、附近見取り図・配置図・詳細図（平面図・立面図）とする。

オ 開発者は、協議・設置にあたっては、近隣住民からの苦情、紛争、その他トラブルが生じた場合は、開発者自ら責任をもってこれを処理・解決しなければならない。

#### (8) 日常の維持管理

開発者は、ごみ集積施設の日常の維持管理に関して次の事項を、住宅又は土地購入者に十分に周知しなければならない。

- ・ごみ集積施設を市に移管した後においても、これを利用する者が日常の維持管理を行うとともに、清潔の保持に努めごみ出しのルールを遵守しなければならない。
- ・集合住宅等にあつては、その所有者又は管理者が日常の維持管理を行うとともに、入居者に対してごみ出しのルールを遵守するよう指導しなければならない。

- ・ 3 (3) アにより既存ごみ集積施設を利用する場合は、住宅又は土地購入者は、既存ごみ集積施設利用者による日常維持管理に協力するとともに、ごみ出しのルールを遵守しなければならない。
- ・ ごみ集積施設の利用及びその管理に係る近隣住民からの苦情、紛争、その他トラブルは、その利用者（集合住宅等にあつては所有者又は管理者）が共同し、責任を持って処理・解決しなければならない。

#### (9) 留意事項

- ア 開発者が自ら使用する建築物又は管理する共同住宅等のごみ集積施設については、原則として市に移管しないものとする。
- イ ごみ集積施設を市に移管する場合は、無償で提供するものとし、移管にかかる手続きは開発者自らが行き、そのために要する費用及び移管されるまでの公租公課は開発者が負担するものとする。
- ウ 開発者は、3 (7) イ、オ及び(8) について、確約書（様式第3号）を環境事業課へ速やかに提出しなければならない。

(10) 最初の開発行為等区域に隣接して同一開発者（事業を引き継いだ者を含む）又は同一土地所有者により開発行為等を行う場合は、その開発行為等の完了から2年未満の場合は、同一事業とみなし当基準3 (1) から(9) までの規定を適用する。

(11) 開発者は、市の収集としない場合等については、その理由が確認できる書面を環境事業課へ提出しなければならない。

(12) 開発者は、本基準の内容に違反してごみ集積施設を設置した場合については、市に移管できない場合がある。

#### 4 ごみ収集開始の申し出

開発者は、環境事業課による検査終了後、ごみ収集申込書（様式第4号）を収集開始希望日の10日前までに、環境事業課へ提出しなければならない。

#### 5 ごみ集積施設の移設

- (1) 開発者は、その開発行為等区域に、近隣の既存ごみ集積施設が接し（面し）ており、その開発行為等の実施にあたって支障が生じるため、当該既存ごみ集積施設の移設を求める場合、当該既存ごみ集積施設を利用する関係住民に対し、説明・協議を十分に行い、その代表する者から承諾を受けた後、既存ごみ集積施設移設承諾書（様式第5号）を環境事業課へ速やかに提出しなければならない。
- (2) 開発者は、既存ごみ集積施設の移設を求める場合において、既存ごみ集積施設の利用者や近隣住民からの苦情、紛争、その他トラブルが生じた場合は、開発者自ら責任をもってこれを処理・解決しなければならない。

- (3) 既存ごみ集積施設を利用する関係住民の協議の結果、既存ごみ集積施設の移設等を行う場合は、既存ごみ集積施設を利用する関係住民は、事前に環境事業課へ協議を行うとともに、当基準3及び4の規定を参考にして移設させることができる。
- (4) 開発者は、(1)及び(2)について、確約書(様式第3号)を環境事業課へ速やかに提出しなければならない。

## 6 事業所におけるごみ集積施設の設置について

- ア 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら事業系一般廃棄物・産業廃棄物をそれぞれ適正に処理しなければならない。
- イ 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- ウ ごみ集積施設の設置必要面積は、事業所ごみを十分に収納・保管することが出来るものとし、次の規準に従って設置しなければならない。

延 床 面 積		設置必要面積
	500㎡未満	2㎡以上
500㎡以上	1,000㎡未満	3㎡以上
1,000㎡以上	1,500㎡未満	4㎡以上
1,500㎡以上		5㎡以上

※1,500㎡を超える場合は、別途協議すること。

## 7 その他

開発者は、この基準に定めのない事項や疑義がある場合は、予め環境事業課へ協議を行い、その指導に基づき対応を行わなければならない。

### 附 則

この基準は、令和7年1月1日から実施する。